

法科大学院の認証評価基準改定についての意見

2009年8月20日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

各認証評価機関における法科大学院の認証評価基準の改定にあたっては、少なくとも以下の諸点について留意されるべきである。

- 1 科目群間のバランスを保つための認証評価基準を堅持し、展開・先端科目や基礎法学・隣接科目が軽視されることのないようにすること。
- 2 理論と実務の架橋に留意し、法律基本科目と法律実務基礎科目の連携を推進し、教育内容を精選することで両者のバランスのとれた発展を促すべきこと。
- 3 法律実務基礎科目の必修単位を10単位以上に増加させるとともに、とりわけ臨床科目の充実が目指されるべきこと。
- 4 1年次の法律基本科目の単位数を増加することが制度上可能となっても、まず教育内容と方法の改善が推奨されるべきであり、単位数増加が事実上強制されるようなことはあってはならないこと。
- 5 学生の自学自習を支援し、その自発的取組みが実効的に確保されるよう配慮されるべきこと。
- 6 学生が複数の法分野・領域にまたがる紛争の実情を理解し、文章作成能力や事案解析能力など法律実務家として必要な能力・技能を修得するための丁寧な教育指導が推進されるべきこと。
- 7 認証評価の目的は法科大学院教育の向上・発展にあり、例えば形式基準をことさらに重視することによって、各法科大学院の創意工夫の意欲を削ぐようなことがないように留意されるべきこと。
- 8 認証評価は、各法科大学院の教育に対する取組みを評価の対象とすべきであって、司法試験の合格数(率)の取扱いについては、独立の評価項目とすべきではないことはもとより、試験で試せない重要な資質・能力を涵養する取組みを積極的に評価するなど、多面的かつ慎重な配慮を要すべきこと。

意見の理由

1 多様な法曹を育成するため、法科大学院においては、法律基本科目や法律実務基礎科目のみならず展開・先端科目や基礎法学・隣接科目の開設が必須とされ、それら科目群間のバランスが認証評価基準とされ、この間の認証評価はその理念にそって実施されてきた。今後、法律基本科目の一定の単位数増加を可能とすることとなったり、法律実務基礎科目の単位数が増加されることとなったとしても、各科目群間の基本構成は堅持されるべきであり、展開・先端科目や基礎法学・隣接科目が軽視されることのないようにすべきである。

2 法科大学院教育においては、知識偏重・暗記中心の学習ではなく、理論と実務の架橋を目指し、事実即して思考し、現実に生起する問題を創造的に解決する知性を養うことが求められる。ところが、司法試験の競争激化から早くも知識偏重・暗記中心の弊害が出始めており、認証評価はこれらの傾向に歯止めをかけ、法科大学院教育をあるべき姿に引き戻す役割を果たしてきたし、今後もそうした役割を果たすことが期待される。新たな認証評価基準の設定においては、制度創設の理念を再確認し、理論と実務の架橋を強力に推進すべきである。

実務家養成の中核機関である法科大学院教育の内容としては、実務教育に相当の比重が置かれるべきであり、実務科目は継続的に増強が図られなければならない。一部には理論教育の不足を指摘する声があるが、単に理論教育を量的に増大するのみでは、上記1の弊害を避けられない。実務教育の充実強化を図るとともに、理論教育との連携によって教育効果を高めることが課題となる。具体的には、研究者教員と実務家教員の緊密な協力のもとに、教育内容や方法の面でも法律基本科目と法律実務基礎科目との連携を推進し、いたずらに知識量の増大をもたらすことなく、両者のバランスのとれた発展を目指すべきである。

3 法律実務基礎科目の重要性という視点から、新たな認証評価基準においては、法律実務基礎科目の必修単位数を10単位以上に増加させるとともに、とりわけ臨床科目の充実が目指されるべきである。

臨床教育については、制度創設以来5年を経ても、その普及・発展が未だに不十分な現状にあり、早急に、重点的に強化される必要がある。このことは当連合会がつとに指摘してきたところである。

また、司法制度改革推進本部法曹養成検討会においても、平成23年までには法律実務基礎科目の必修単位数を10単位にまで増加させることを前提とした議論がなされていたところである。

4 法理論に関する基礎的知識の不足を指摘する声を受けて、中央教育審議会大学

分科会法科大学院特別委員会は、本年4月17日付けの報告書において、法学未修者に対する学修強化策として、1年次の法律基本科目の単位数を6単位まで増加することを可能とすることを提言した。しかし、これは、未修者3年制を原則とし、多様な人材を受け入れて新しい法曹を養成しようとした法科大学院制度の理念に根本的に反する要素を含むものである。認証評価においては、単位数増加によらず、まず教育内容や方法の工夫・改善によって教育効果を高める方向が推奨されるべきであり、これを促進することが認証評価基準に盛り込まれることが望まれる。また、単位数増加が事実上強制されるようなことはあってはならない。

5 双方向多方向の少人数教育の理想を実現するためには、学生が主体的に自学自習に励み、主体的に授業に参加することが前提となる。これまでの認証評価においても自学自習の確保のための努力はなされてきたが、学生は厳しい受験競争の中で知識の詰め込み学習に追われている状況も伝えられる中で、この単位数増加が事態を一層悪化させかねないことが強く懸念される。このことを踏まえ、新たな認証評価基準においては、学生の自学自習を推奨し、学生の自発的学習が実効的に確保されるよう十分に配慮されるべきである。

6 未修者教育における教育内容や方法の改善工夫が強く求められていることを踏まえ、認証評価においても、学生が法の各分野・領域の全体像を理解しつつ自学自習を進め、法律実務家として必要な文章作成能力や事案解析能力を修得するための指導など、とりわけ法学未修者を対象とした丁寧な教育指導が推奨されるべきである。

7 認証評価の結果については、一部に認証評価機関毎の不整合があるのではないかとの指摘があるが、各認証評価機関が独自の評価基準を定め、独自の見識に基づいて評価した結果であれば、それは尊重されなければならない。

ただし、認証評価は、法科大学院との十分かつ実質的な対話をもとに、教育内容を改善・向上させるとともに、現在の弊害を除去・是正し、建設的な努力を助長する効果を持つように運用されるべきものであり、例えば形式基準をことさらに重視するような運用がなされることで、各法科大学院の創意工夫の意欲を削ぐようなことがないように十分に留意されるべきである。

8 認証評価はあくまでも教育内容のいかに評価するものであって、法科大学院志望者を含む社会全体にとって、法科大学院を評価する際に、司法試験の合格状況とは別個独立の指標となるべきものである。良い教育が行われた結果、司法試験においても良好な成果が得られることが理想であるが、司法試験の合格数(率)が高い法科大学院が、必ずしも良い教育を行っているという保証はない。良い教育を行っている法科大学院から合格者が少ないとすると、司法試験に改善すべき

点があるのではないかという見地から不断に再検討が行われるべきである。

もちろん、法科大学院教育と司法試験、司法修習の三者は密接に連携すべきものであるから、法科大学院が他の二者と全く無関係な教育を行うことは適切ではないが、司法試験の合格数（率）が法科大学院教育を評価する指標として独り歩きするようなことがあってはならない。認証評価は、試験では測定できない各法科大学院の有益な取組みを積極的に評価する点に重要な意味がある。

認証評価基準については、この夏にも各認証評価機関において改定に向けた本格的検討作業が開始される見通しである。同改定作業に際し、各認証評価機関において少なくとも以上の諸点について留意した検討が行われるよう、本意見を述べるものである。

以 上